

2025年4－6月期四半期別GDP速報（1次速報値）
 における推計方法の変更等について

令和7年7月28日
 内閣府経済社会総合研究所
 国民経済計算部

1. 季節調整について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数は、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論¹を踏まえ、2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、当面の間は引き続き、外れ値の判定に用いる信頼区間を99%として加法型異常値処理のダミー変数を設定する。設定したダミー変数については、毎回の四半期別GDP速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間（2024年1－3月期以降）の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、2024年国民経済計算年次推計を反映する2025年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）において、再度検証する²。

2. R&D（研究・開発）の産出額について

R&Dの市場生産者分の産出額は、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、直近で利用可能となる「全国企業短期経済観測調査」（短観）（日本銀行）における研究開発投資額等に基づき推計を行っている。

また、非市場生産者である対家計民間非営利団体分及び一般政府分のR&D産出額は、直近の第一次年次推計値を、トレンドで延長推計して当年度値を求めた上で、前年度のパターンで四半期分割して推計している。

今期の四半期別GDP速報における2024年度及び2025年度中の各四半期におけるR&Dの産出額（市場生産者分計）の推計値は、表1のとおりとなる。

（表1）市場生産者（民間企業・公的企業合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（%）
2024年度	18.2	6.2
4－6月期	4.4	6.4
7－9月期	4.5	6.2
10－12月期	4.6	6.0
1－3月期	4.8	6.2

¹ 統計委員会国民経済計算体系的整備部会（第35回及び第39回）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html

² 各期の2次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2025年7－9月期四半期別GDP速報（1次速報値）までは変更しない。2025年1－3月期四半期別GDP速報（2次速報（改定値））において設定した速報期間（2024年1－3月期以降）のダミー変数については、2025年1－3月期四半期別GDP速報（2次速報）「結果の概要」資料を参照。

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2025/qe251_2/pdf/gaiyou2512.pdf

2025年度	19.1	5.1
4－6月期	4.6	5.1
7－9月期	4.7	5.1
10－12月期	4.8	5.1
1－3月期	5.0	5.1

(注) 名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

また、2025年度中の各四半期におけるR&Dの産出額（非市場生産者分計）の推計値は、表2のとおりとなる。

(表2) 非市場生産者（対家計民間非営利団体・一般政府合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（%）
2025年度	3.9	0.0
4－6月期	1.0	0.0
7－9月期	1.0	0.0
10－12月期	1.0	0.0
1－3月期	1.0	0.0

(注) 名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

3. 「建設総合統計」（国土交通省）の遡及改定に伴う対応

「建設総合統計」においては、2025年4月分の結果公表にあわせて、2020年度以降5年度分の計数について遡及改定が行われた。今回の遡及改定期間が長期に及ぶことから、2025年4－6月期四半期別GDP速報（1次速報値）においては、2022年以降の推計に遡及改定値を反映する³。

4. 「サービス産業動態統計」（総務省）の公表値（2025年3月速報値）の調整について

2025年6月23日に公表された「サービス産業動態統計」では、2025年1月値の確報化に伴い、2024年12月以前の計数についても変動を調整した値⁴に改定された。また、2025年7月24日に公表された「サービス産業動態統計」における2025年2月確報値並びに2025年4月及び5月の速報値についても、同様の変動調整後の水準による計数となっている。他方で、2025年5月26日に公表された2025年3月速報値については、同変動調整が行われていないため、前後の月との間に断層が残存している。そこで、「サービス産業動態統計」の2025年3月値については、供給側推計で用いるすべての産業について、以下2つの方式による調整を行う。

- ①「サービス産業動向調査」（総務省）においても調査を実施していた産業分類⁵については、2025年1月分確報公表時に水準調整された前年同月値（2024年3月調整値）に前年同月比⁶を乗ずる

³ 「2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計」（2024年12月23日公表）において、2021年まで、供給・使用表（SUT）の枠組みを活用し統計上の不突合を縮減させるための再推計を実施しているところ、当該年までの推計値は、改定を行わないこととする。

⁴ 母集団情報変更・標本交替等により生じた変動を調整した値。

⁵ 「サービス産業動態統計」の2024年12月以前の産業分類は、「サービス産業動向調査」において調査を実施している産業分類と同一である。

⁶ 産業中分類については、「サービス産業動態統計」で公表している前年同月比。当該比は、2025年1月分速報公表時における前年同月の実数を用いて算出した数値であるため、今回確認された水準差に起因する断層の影響を受けていない。調査票情報の集計が必要な産業細分類の前年同月比については、2025年1月分速報公表時の調査票情報を集計して求めた実数から推計する。

ことで、2025年3月調整値を推計する。

(推計式) 2025年3月調整値 = 2024年3月調整値 × 2025年3月前年同月比

②「サービス産業動態統計」で新設された産業細分類⁷については、前年同月値が得られないため、2025年3月速報値に、「サービス産業動向調査」においても調査を実施していた上位分類⁸の2025年1月分速報公表時点における前年同月値（2024年3月値）から、2025年1月分速報公表時点における前年同月値（2024年3月調整値）への改定率を乗ずることで、2025年3月調整値を推計する。

(推計式) 2025年3月調整値 = 2025年3月速報値 ×
(上位分類の2024年3月調整値/上位分類の2024年3月値)

5. 高等学校等授業料支援の対象範囲拡大の扱いについて

2025年度より、高等学校等の授業料支援の所得制限の一部が事実上撤廃された。高等学校等授業料支援の対象範囲の拡大について、今期の四半期別GDP速報においては、これまでと同様、無償化による家計最終消費支出の減少分を、一般政府または対家計民間非営利団体の最終消費支出に計上する⁹。

6. 公務員の定年引上げを踏まえた2025年度の推計について

速報期間における政府最終消費支出（雇用者報酬）については、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、公務員数と一人当たり人件費等を基に推計を行っているが、公務員の定年引上げに伴う退職手当の影響を考慮して推計を行う。

雇用者報酬の推計についても同様の対応とする。

(以上)

⁷ 具体的には、「39-11 受託開発ソフトウェア業」、「39-12 ゲームソフトウェア業」、「39-19 その他のソフトウェア業」、「70-12 建設機械器具賃貸業」、「70-19 その他の物品賃貸業」の5分類。

⁸ 「39-01 ソフトウェア業」及び「70-01 物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）」の2分類。

⁹ 「SNA(国民経済計算)HPのQ&A更新について(「高等学校授業料サービスの扱い」等)」(平成22年5月10日)を参照。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryuu/2010/pdf/faq_15.pdf)